

筑後川水系河川整備計画の点検について

～ 第3回 筑後川学識者懇談会 ～

平成29年11月21日
国土交通省 九州地方整備局

■河川整備計画点検の流れ

- (1)これまでの点検経過**
- (2)整備計画の概要**
- (3)社会情勢の変化**
- (4)河川整備の進捗・実施状況**
- (5)河川整備計画内容の点検**

(1) これまでの点検経過

平成18年7月 筑後川水系河川整備計画 策定

平成26年11月 筑後川学識者懇談会設立

平成26年度 河川整備計画内容の点検・事業再評価(前々回)

社会情勢の変化

河川整備の進捗・実施状況

平成27年度 河川整備計画内容の点検・事業再評価(前回)

小石原川ダム事業再評価

平成29年度 河川整備計画内容の点検・事業再評価(今回)

社会情勢の変化

河川整備の進捗・実施状況

河川整備計画の一部変更

河川整備の実施

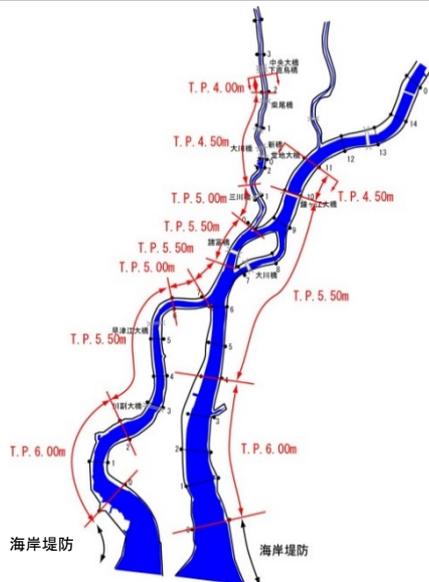
(2) 河川整備計画の概要

整備計画の目標

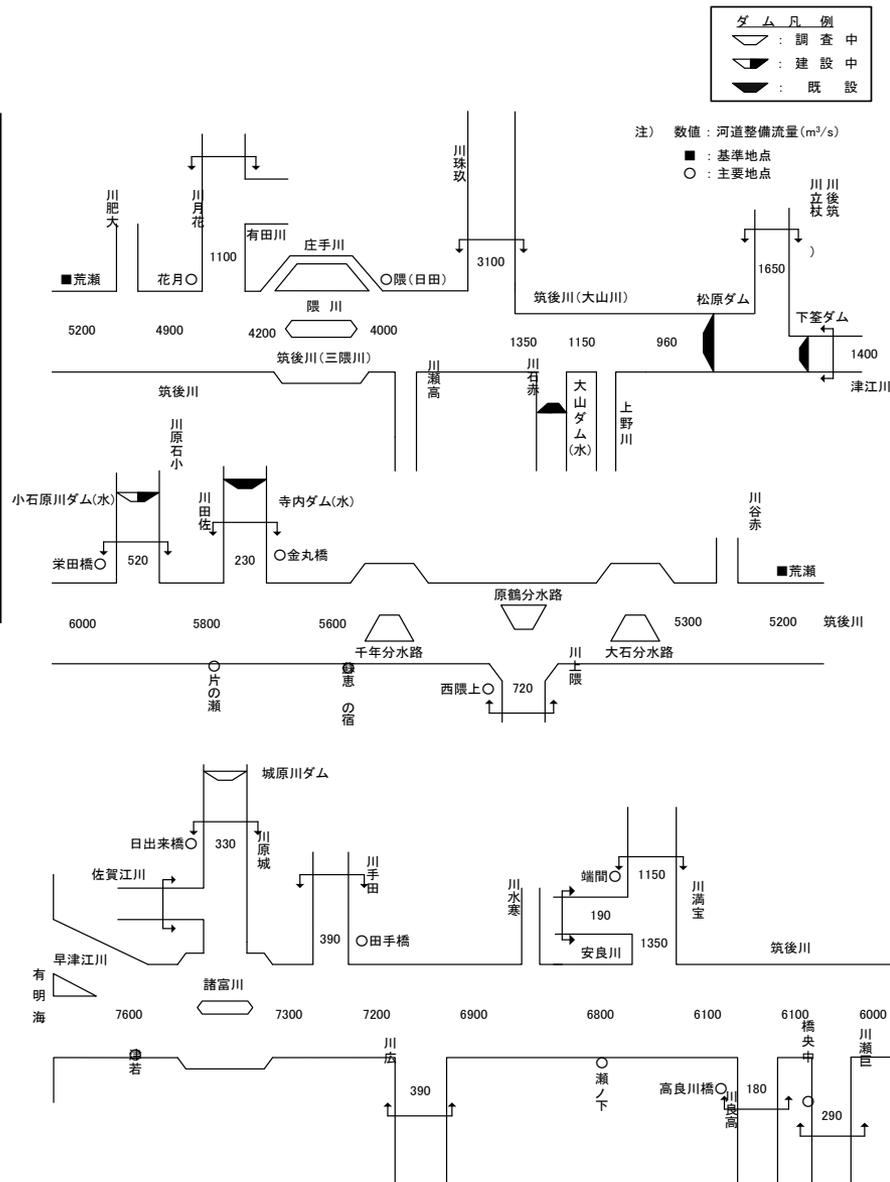
治水

■昭和57年7月洪水と同規模（概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模）の洪水の安全な流下を図ることとし、基準地点荒瀬（うきは市）における河川整備計画の目標流量は、 $6,900\text{m}^3/\text{s}$ とする。なお、支川については、筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保することを本計画の目標とします。

■若津観測所（大川市）において、観測開始以来の最高潮位を記録した昭和60年8月の台風13号による高潮に対する安全を確保することとし、河口（Ok000）において標高6.0mの高さを確保します。



高潮対策の目標高の範囲図



河道の整備目標流量図

(2) 河川整備計画の概要

整備計画の目標

利 水

- 流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、農業用水の必要量等を踏まえて、夜明地点において、かんがい期でおおむね $35\text{m}^3/\text{s}$ ~ $40\text{m}^3/\text{s}$ 程度と想定されていますが、河口部のノリの養殖、汽水域の生態系等について更に調査・検討します。
また、支川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、必要に応じて調査・検討します。
- 河川水の利用については、取水実態等の変化を踏まえ慣行水利権を許可水利権に変更するなど、更に適正な水利用を目指します。また、平成17年4月に改訂された「筑後川水系水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」と整合をとり、水利用の安定化を目指します。

環 境

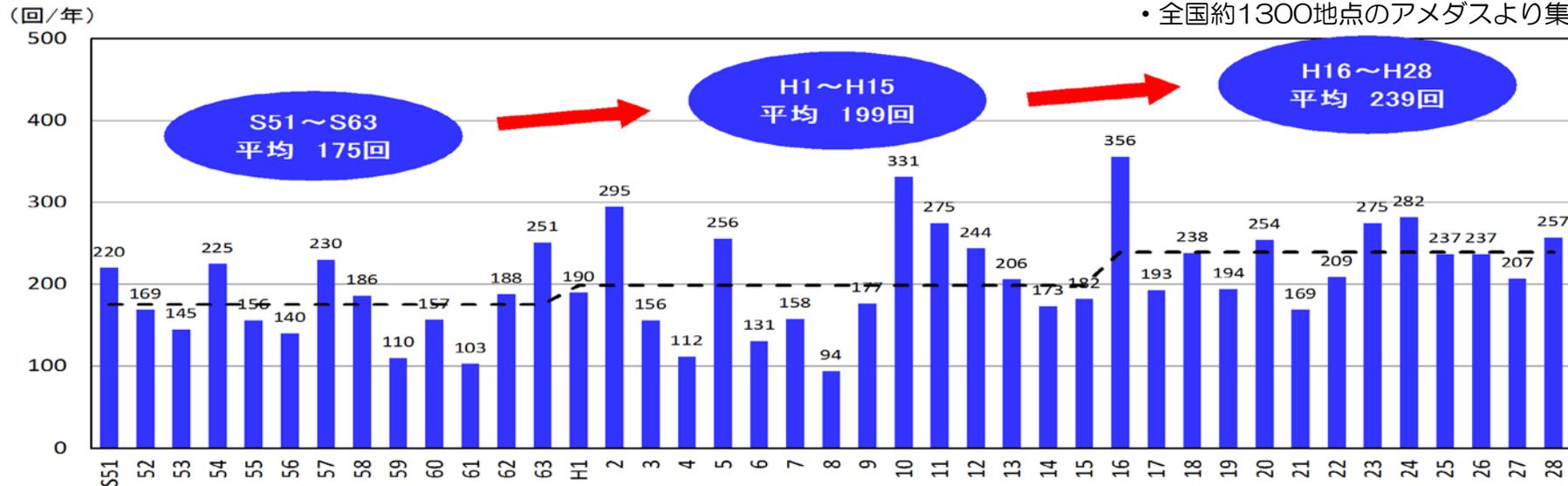
- 河川環境については、治水、利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。
- 筑後川の歴史・文化等の地域特性を踏まえ、周辺の自然や町並み等と調和した良好な河川景観の形成を目指します。
- 水質については、環境基準を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を目指します。
- 河川空間の利用については、秩序ある利用を維持し、河川の持つ多面的な機能が更に発揮されるようにします。

(3) 社会情勢の変化【気象状況の変化】

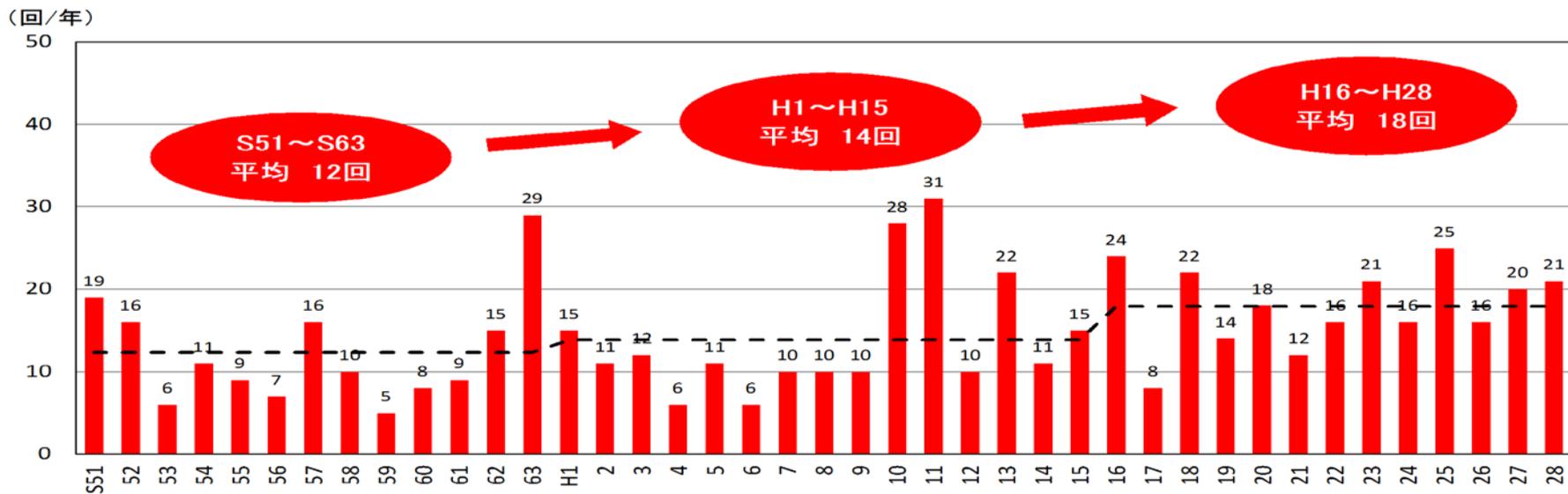
◆1時間降水量50mm以上の年間発生回数（1000地点あたり）

資料) 気象庁資料より作成

- 1時間降水量の年間発生回数
- 全国約1300地点のアメダスより集計



◆1時間降水量80mm以上の年間発生回数（1000地点あたり）

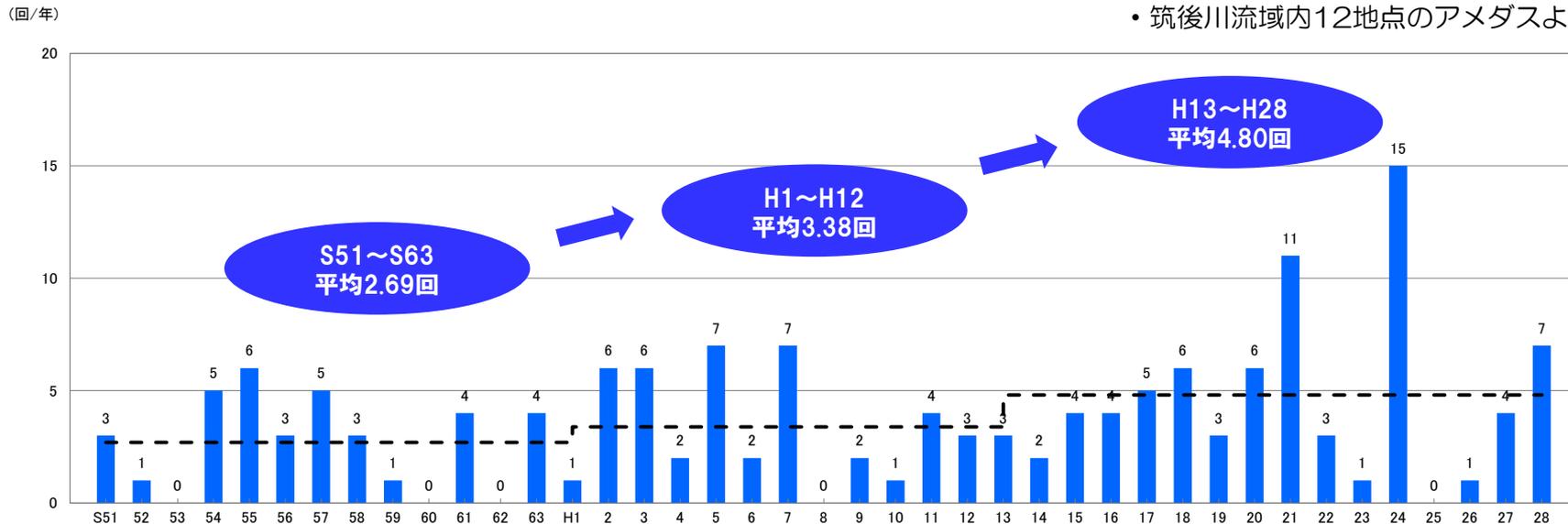


(3) 社会情勢の変化【気象状況の変化】

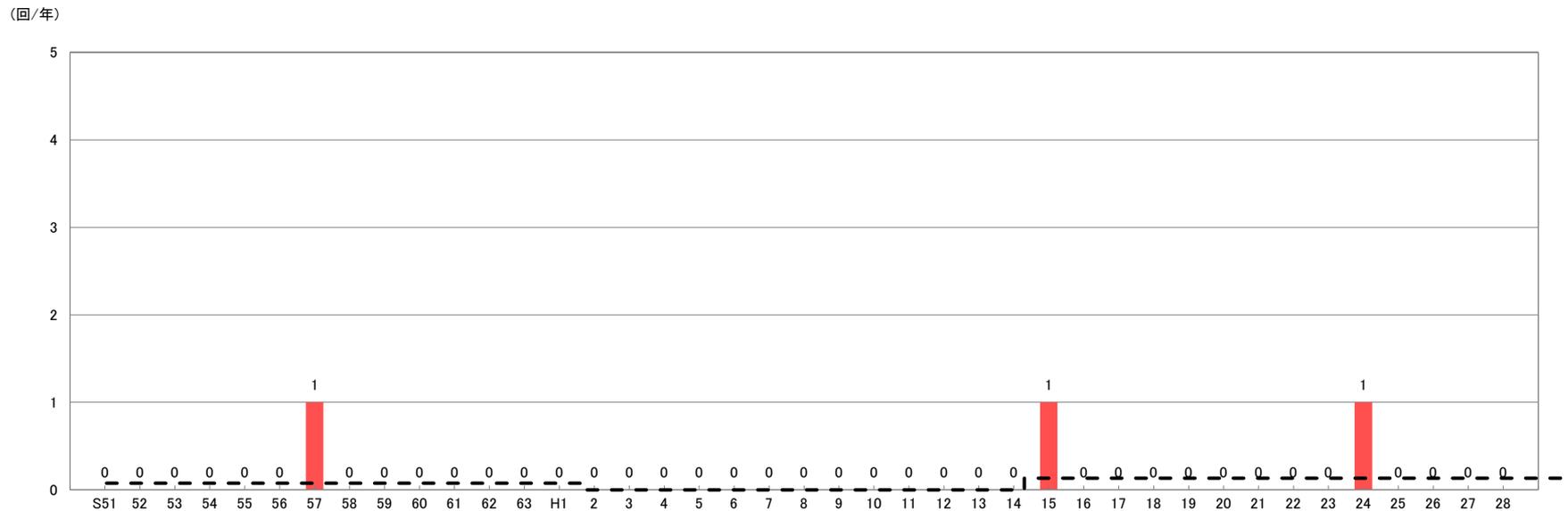
◆1時間降水量50mm以上の年間発生回数（筑後川流域内12地点）

資料) 気象庁データより作成

- 1時間降水量の年間発生回数
- 筑後川流域内12地点のアメダスより集計



◆1時間降水量80mm以上の年間発生回数（筑後川流域内12地点）



(3) 社会情勢の変化【災害の発生状況】

○近年、豪雨や台風等により、各地で甚大な被害が発生している。

矢部川 (福岡県柳川市)



山国川 (大分県本耶馬溪町)



H24 九州北部豪雨 (7月)

筑後川 (大分県日田市)



H26 広島豪雨 (8月)

H29 九州北部豪雨 (7月)

白川 (熊本市)



H24 九州北部豪雨 (7月)

H29 九州北部豪雨 (7月)

鹿児島県垂水市



H27 梅雨前線 (6月)

H29 九州北部豪雨 (7月)

H27 梅雨前線 (6月)

土砂崩れ

H29 九州北部豪雨 (7月)

大野川 (大分県大分市)



H29 台風第18号 (9月)

河道埋塞

仁淀川 (高知県日高村)



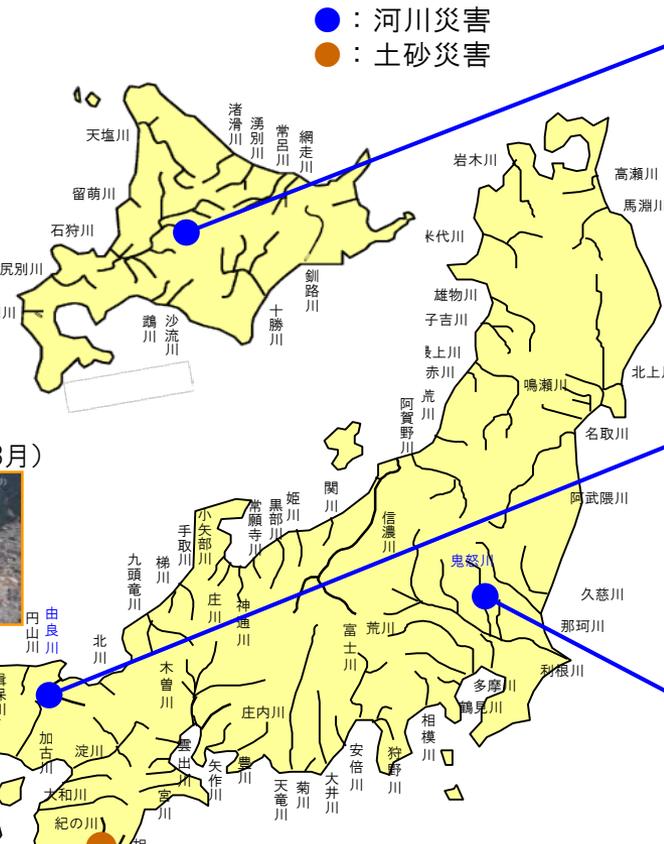
H26 台風12号 (8月)

和歌山県田辺市熊野



H23 台風12号 (9月)

河道閉塞



● : 河川災害

● : 土砂災害

石狩川支川 空知川 (南富良野町)



H28 台風10号 (8月)

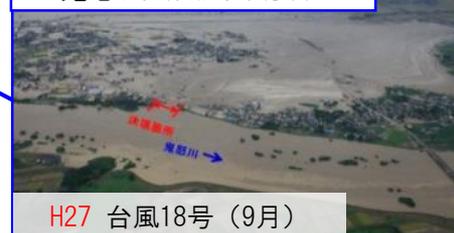
決壊箇所

H25 台風18号 (9月)



桂川洪水状況 (嵐山)

鬼怒川 (茨城県常総市)



H27 台風18号 (9月)

(3) 社会情勢の変化【災害の発生状況：H24年7月及びH29年7月出水】

- 平成24年7月洪水では、小石原川、巨瀬川、隈上川及び花月川において浸水被害が発生。7月14日洪水では、小石原川、巨瀬川、隈上川及び花月川の直轄管理区間において浸水面積1,022ha、浸水家屋604戸の浸水被害が発生した。
- 平成29年7月洪水では、花月川の直轄管理区間において浸水面積86ha、床上浸水282戸、床下浸水562戸の浸水被害が発生した。

平成24年九州北部豪雨による浸水被害の状況

浸水被害状況

洪水	河川	浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)	
			床上浸水	床下浸水
7月3日	花月川	121	414	306
7月14日	小石原川	256	0	13
	巨瀬川	659	136	
	隈上川	28	61	112
	花月川	79	101	181
	計	1,022	604	

巨瀬川の浸水被害状況



巨瀬川 浸水状況(久留米市大橋町)

花月川の浸水被害状況



花月川7k7付近 浸水状況(日田市三和地区)

隈上川の浸水被害状況



隈上川1k0付近(うきは市浮羽町西隈上:下御所橋)



花月川3k8付近 浸水状況(日田市十二町)

平成29年九州北部豪雨による浸水被害の状況

浸水被害状況

洪水	河川	浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)	
			床上浸水	床下浸水
7月5日	花月川	86	282	562

※内水による浸水被害を含む

花月川の出水状況



花月川1k8右岸付近 護岸崩壊状況
(日田市十二町地区)



花月川3k4右岸付近
洪水流下状況(日田市豆田地区)



花月川7k6右岸付近 溢水状況
(日田市三和地区)



花月川3k8左岸付近
浸水状況(日田市豆田地区)

(3) 社会情勢の変化【近年出水を踏まえた河川行政の取り組み】

平成27年8月28日
水災害分野における気候変動適応策のあり方について
～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～(答申)

平成27年9月 関東・東北豪雨

平成27年12月10日
大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～(答申)

平成28年8月 北海道・東北地方を襲った一連の台風等

平成29年1月11日
中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について
(答申)

水防災意識社会の再構築を加速化

平成29年6月19日

「水防法等の一部を改正する法律」が施行



鬼怒川の浸水被害の様子
(平成27年9月 関東・東北豪雨)



小本川の浸水被害の様子
(平成28年8月 台風10号)

平成29年6月20日
水防災意識社会の再構築に
向けた緊急行動計画
～「中小河川等における水防災意識
社会の再構築のあり方(平成29年1
月)」等を踏まえた緊急対策～

(3) 社会情勢の変化【水防災意識社会再構築ビジョン】

■ 関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川の市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組みを行う。

<ソフト対策>

住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策>

「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」平成27年12月10日 社会資本整備審議会 答申

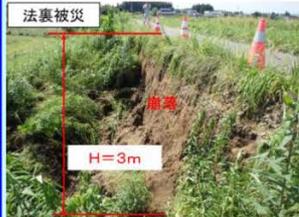
主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

(3) 社会情勢の変化【水防法等の一部改正】

■近年、洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連絡体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行。洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを期待。

水防法等の一部改正

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年6月9日
水管理・国土保全局水政課

「水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」を閣議決定～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

本年5月19日に公布された「水防法等の一部を改正する法律」の施行の日を定める政令と施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。これにより、「水防法等の一部を改正する法律」は本年6月19日に施行されます。

1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）が、本年5月19日に公布されました。

今般、この「水防法等の一部を改正する法律」の施行の日を定めるとともに、施行に必要な規定の整備を行います。

2. 概要

- 水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
 - 水防法等の一部を改正する法律の施行期日を、平成29年6月19日とする。
- 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
 - 浸水被害軽減地区内での土地の形状を変更する行為のうち事前の届出を要しない行為として、その土地の維持管理のために行う行為等を定める。
 - 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度について、その対象となる施設や工事の実施の際に必要な手続等を定める。
 - このほか、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：平成29年6月14日（水）
施行：平成29年6月19日（月）

平成29年6月19日「水防法等の一部を改正する法律案」の施行

●水防法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。
⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

協議会のイメージ



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報（※）として住民へ周知する制度を創設。

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者が9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

- 洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現
- (KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率
716/31,208施設（約2%）（2016年3月）
⇒関係機関と連携し、2021年までに100%を実現
- 大規模氾濫減災協議会の設置率
134/367協議会（約37%）（2016年12月）
⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

(3) 社会情勢の変化【水防法等の一部を改正する法律のポイント】

逃げ遅れゼロの実現

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策について多様な関係者が密接な連携体制の構築を目指す。
- 国及び都道府県知事は、水防法に基づき指定した洪水予報河川・水位周知河川について、協議会を組織する。



筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 実施状況

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

- 要配慮者利用施設に避難確保計画の策定、避難訓練の実施を義務化。



小本川及びその支川での関連被害
・ 死者9名（高齢者施設）
・ 床上558戸、床下44戸



岩手県小本川被災状況
(台風10号H28.8.30)

浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知

- 市町村長による浸水実績等の把握（河川管理者は、市町村長に必要な援助）。
- 水害リスク情報をハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表などを通じて周知。

社会経済被害の最小化

国等による工事の権限代行

※水機構による代行はフルプラン水系内のダムに限定

- 都道府県知事等から要請を受け、高度の技術力を要する災害復旧、改良工事・修繕を代行（費用負担は都道府県知事等が自ら実施する場合と同じ）。
- 平成29年7月九州北部豪雨災害において福岡県管理河川（赤谷川等）で堆積土砂や流木の除去に着手（国による初の権限代行）



福岡県赤谷川被害状況

委託を受けて水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与

- 民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り、緊急通行（法19条）、公用負担（法28条）の権限を行使可能。

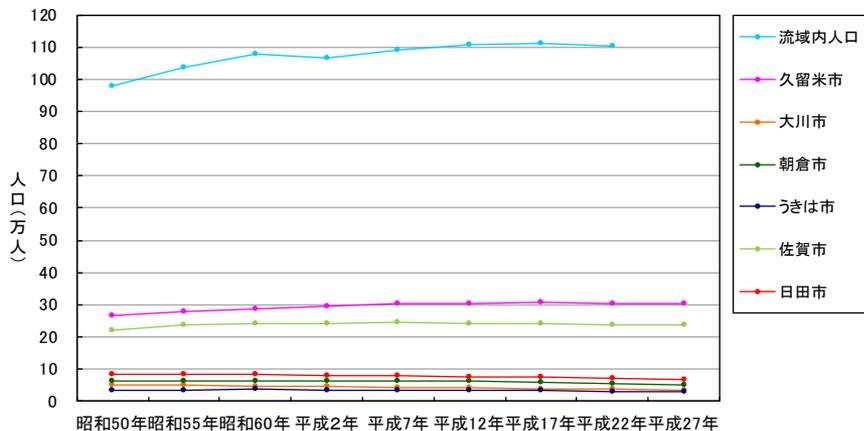
浸水被害軽減地区の指定

- 既存の輪中堤防等の資源を最大限に活用する見地から、水防管理者が、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定

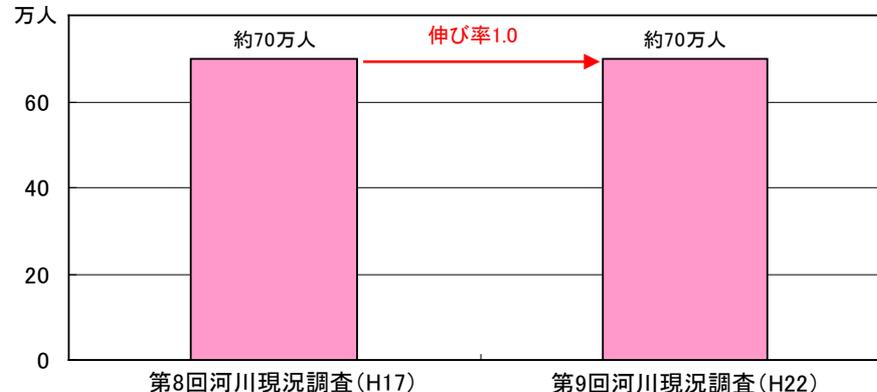
(3) 社会情勢の変化【流域内の状況の変化】

- 流域内の人口及び想定氾濫区域内の人口は、ほぼ横ばいとなっている。
- 河川整備計画策定後、基準地点において河川整備計画を上回る洪水は発生していない。
- 流域内の土地利用は、宅地11%、農地26%、山地等63%となっている。

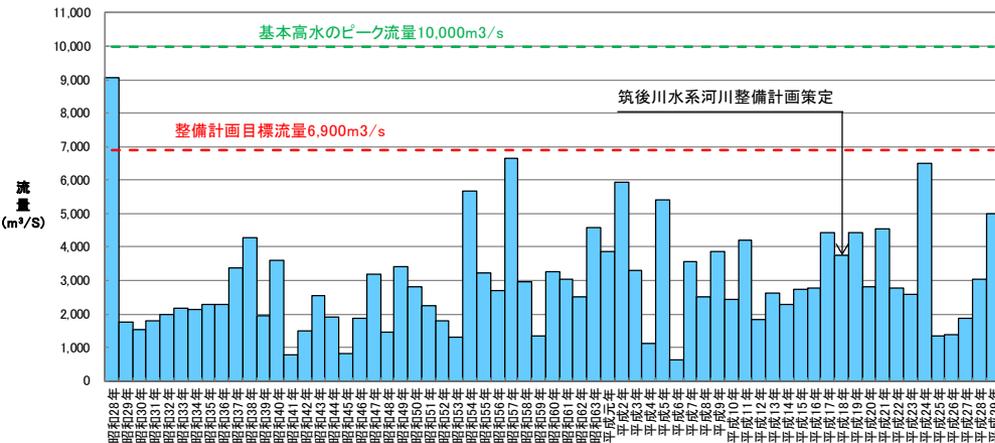
社会情勢の変化



想定はん濫区域内人口の変化

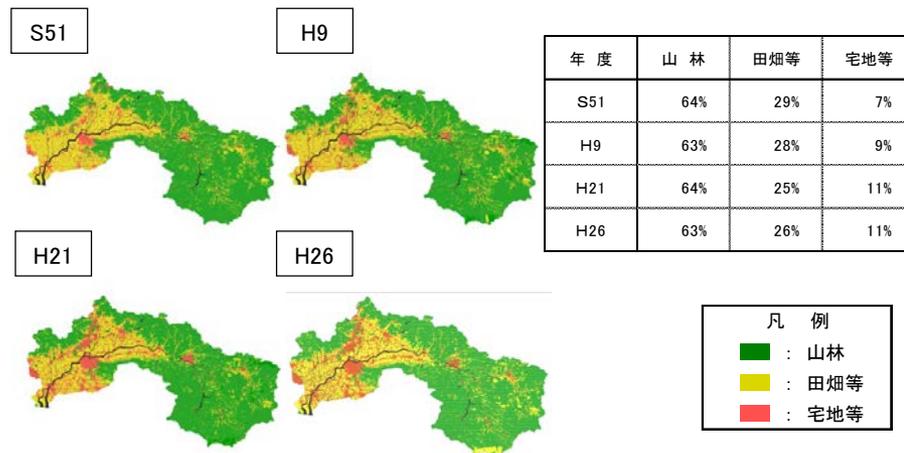


年最大流量の変化



※ 流量は、荒瀬地点で実際に観測した値に、上流域のはん濫で溢れた量とダムの洪水調節で減らした量を加えた推算値である。

土地利用状況の変化



(3) 社会情勢の変化【開発状況】

流域の開発状況

- 筑後川本川に隣接する地域では、宅地化や工業団地（大規模工場）、商業施設等の立地が進んでいる。
- JR久留米駅周辺は、平成23年の九州新幹線の開通に伴い、開発が進んでいる。



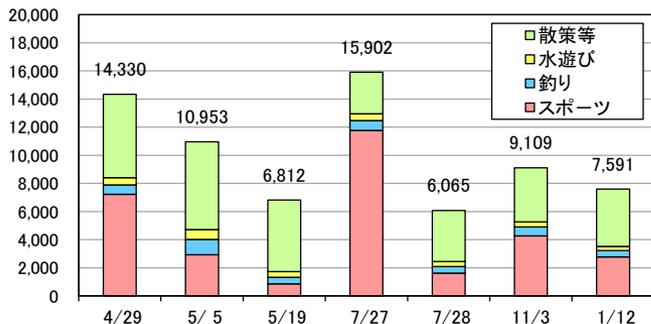
(3) 社会情勢の変化【河川の利用状況】

河川利用の状況

■河川空間を活用したイベントやレジャー、環境学習や自然体験活動等の場として、継続的な利用が行われている。

河川空間利用実態調査結果(平成26年度調査)

○各調査日の河川空間利用者数



城原川ハンギー祭り(神崎市)



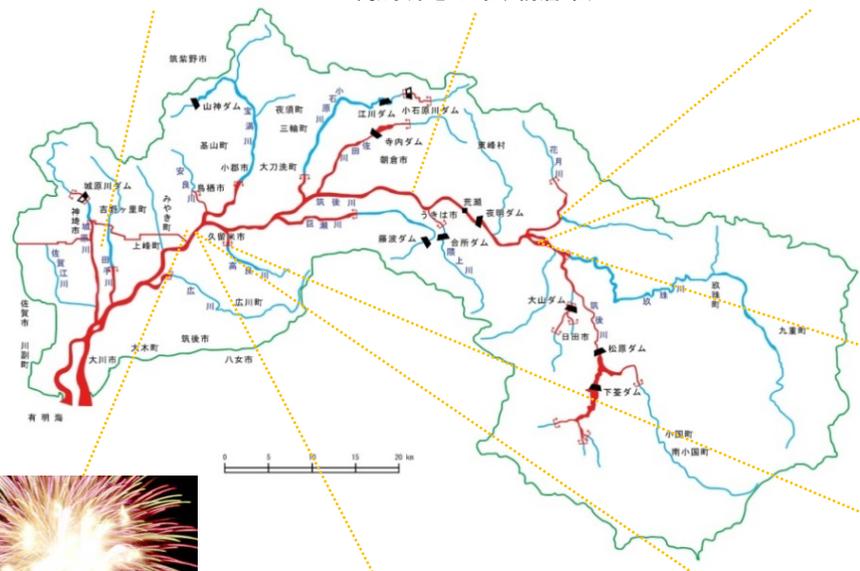
鵜飼(うきは市、朝倉市)



花月川の千年明かり(日田市)



屋形船(日田市)



三隈川ボート大会(日田市)

○年間河川空間利用状況

区分	項目	年間推計値(千人)	利用状況の割合(平成26年度)
利用形態別	スポーツ	694	
	釣り	120	
	水遊び	85	
	散策等	937	
	合計	1,836	
利用場所別	水面	72	
	水際	133	
	河川敷	1,216	
	堤防	415	
	合計	1,836	



花火大会(久留米市)



筑後川Eボート大会(久留米市)



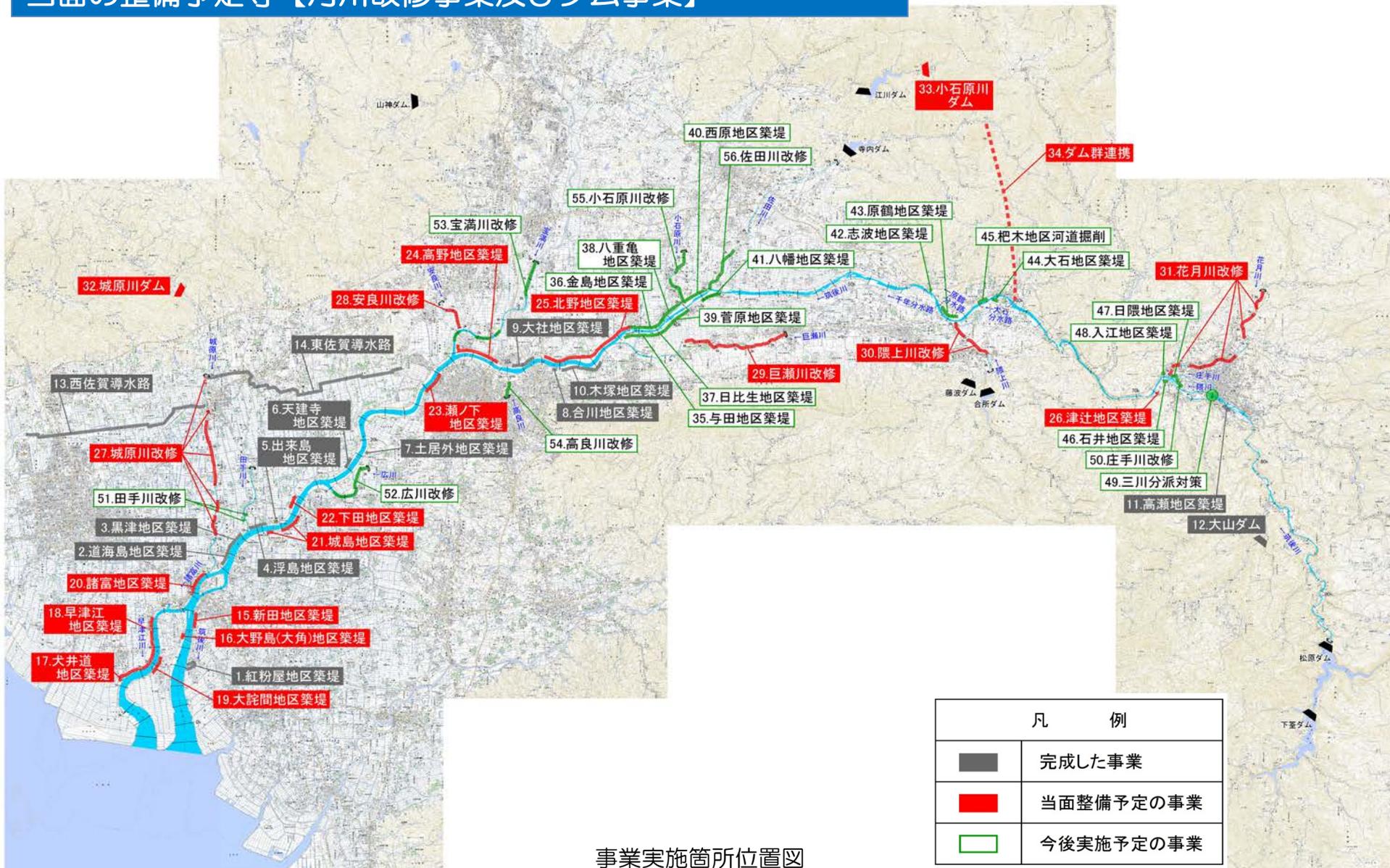
久留米リバーサイドパーク(久留米市)



高良川環境調査(久留米市)

(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【河川改修事業】

当面の整備予定等【河川改修事業及びダム事業】



凡 例	
■	完成した事業
■	当面整備予定の事業
□	今後実施予定の事業

事業実施箇所位置図

(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【河川改修事業】

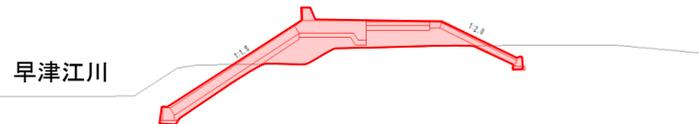
整備の実施状況 (高潮対策)

高潮区間では、堤防の高さが低く、昭和60年台風13号及び平成11年台風18号による高潮浸水被害が発生したため、重点的、緊急的に整備を行っている。

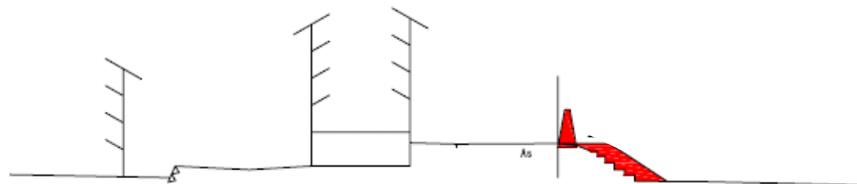
(紅粉屋地区) 完成：平成23年度
(犬井道地区) 着手：平成26年度～



犬井道地区の整備イメージ



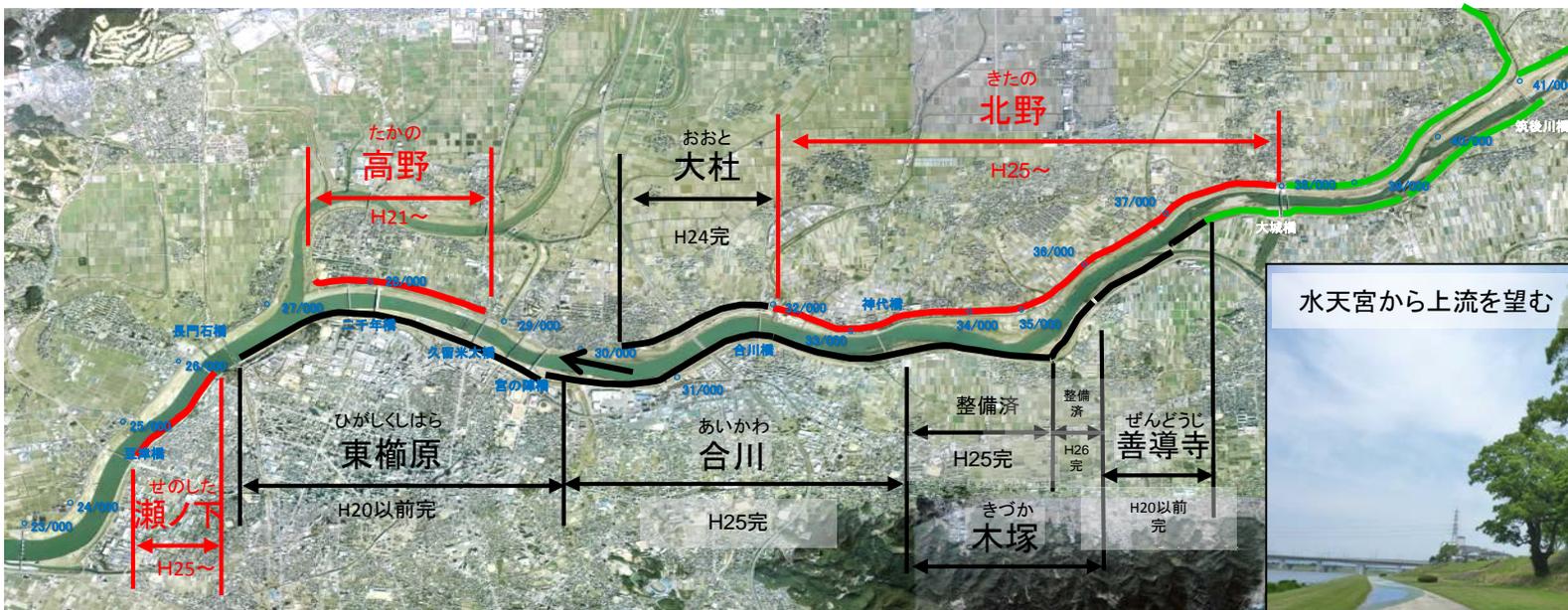
紅粉屋地区の整備



(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【河川改修事業】

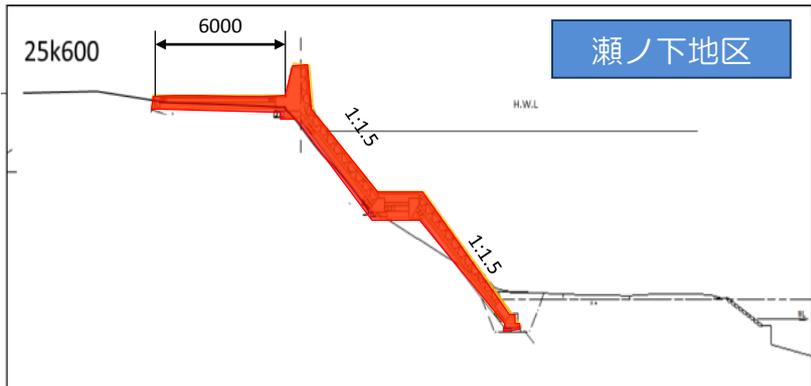
整備の実施状況（筑後川中流部改修）

筑後川中流部は、堤防の高さ・幅が不足する区間が多く残っている。特に久留米市街部を要す区間は、治水上の緊急性が高いことから、これまで重点的に合川地区や大杜地区等の堤防整備を実施してきた。引き続き、瀬ノ下地区、高野地区、北野地区等で堤防整備を実施している。



凡例

	完成
	整備・調査中



(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【河川改修事業】

整備の実施状況（花月川激甚災害対策特別緊急事業）

平成24年7月3日と14日の梅雨前線豪雨により、花月観測所で84mm/hを記録し、基準地点（花月）において2度にわたって、氾濫危険水位（3.35m）を越える洪水が生じた。この洪水により、堤防決壊等による甚大な浸水被害が発生したことから、激特事業に採択され、平成24年度より事業に着手し、H29.3末現在の進捗率は約84%であった。

〔激特採択時の内容〕

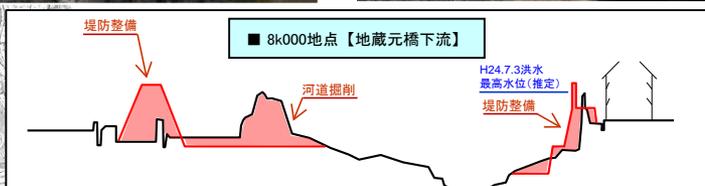
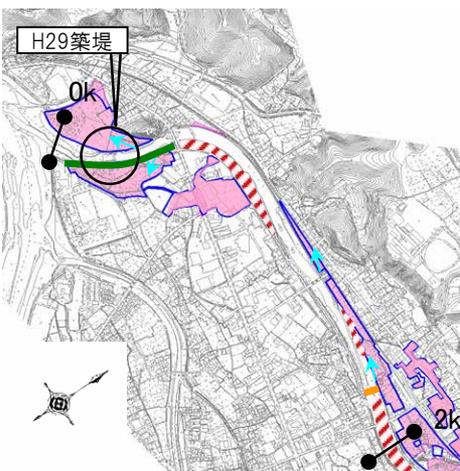
○総事業費：91億円

○事業期間：平成24年度～概ね5年間

○事業区間：花月川0k000～8k700

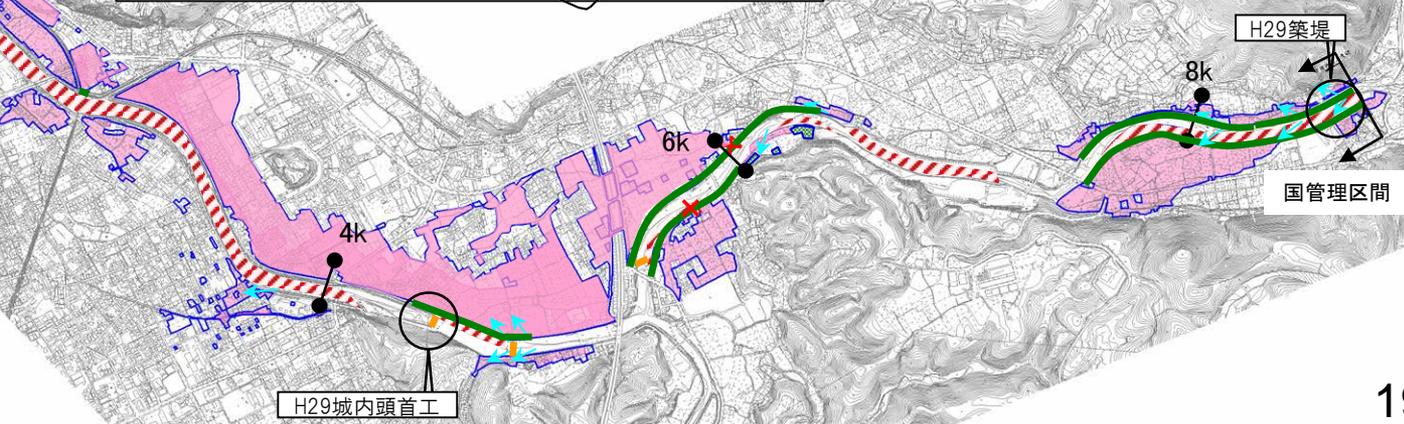
【平成29年3月末進捗率：約84%】

地蔵元橋下流河道整備



凡 例	
7月3日 浸水範囲	■
越水箇所(13箇所)	←
堤防決壊箇所(7/3)	×

凡 例	
■	:河道掘削
■	:築堤
■	:堰・橋・樋管



(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【河川改修事業】

筑後川水系花月川における激特事業の効果

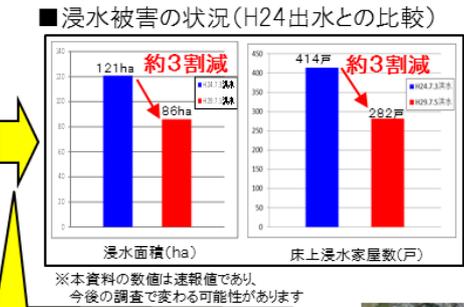
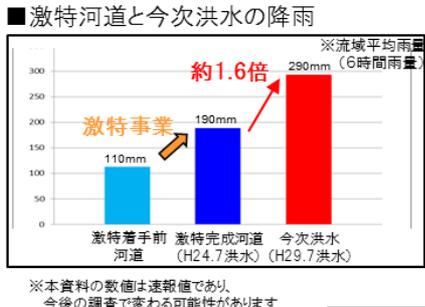
- 激特事業では、築堤（川幅を部分的に約1.5倍）、河道掘削（高水敷を約2m切り下げ）、橋梁架替、固定堰の撤去などの対策を実施することとしており、平成24年7月出水と同規模の降雨があった場合、川の水位を約1.4m程度低下させ氾濫を防止するものであり、平成28年度末までに概ね完了していた。
- 今回の大雨では平成24年7月出水と比べて約1.6倍もの降雨となったが、これまでの治水対策により浸水面積は約3割減、床上浸水家屋数は約3割減とすることができた。

激特事業の概要

【事業概要】

- 事業内容：河道掘削、築堤、護岸、堰改築、橋梁改築等
- 期間：平成24年度～概ね5年間
- 全体事業費：97億円

河道掘削、築堤及び横断工作物の改築により、平成24年7月出水と同規模の降雨に対して氾濫を防止



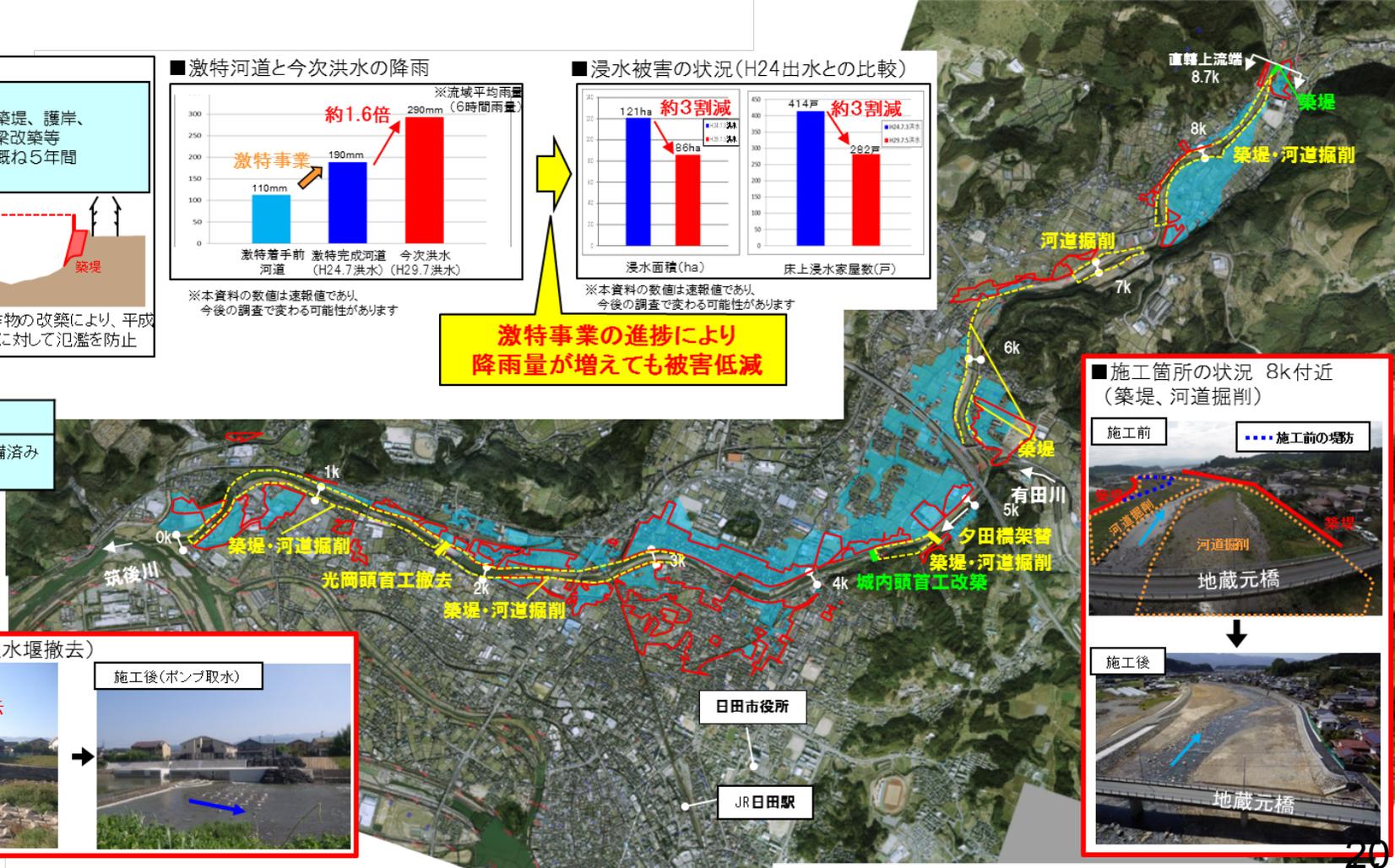
**激特事業の進捗により
降雨量が増えても被害低減**

激特の整備状況

- 〰〰〰 H28年度までに整備済み
- 〰〰〰 H29整備箇所

凡例

- H24浸水範囲
- H29浸水範囲



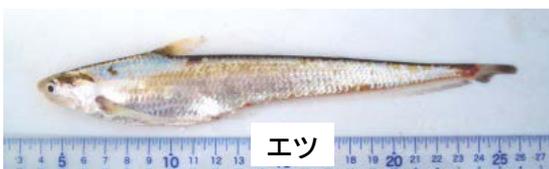
(4) 河川整備計画の進捗・実施状況【維持管理対策】

維持管理対策の実施状況

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

■ 調査等の継続

- ・ 流量観測等を継続して実施。
- ・ 水利権量の把握・管理を継続して実施。
- ・ 筑後川下流（汽水域）特有の魚類、底生動物の生息調査を継続して実施



■ 渇水時の対策

- ・ 渇水については、関係機関で構成する「筑後川水系渇水調整連絡会」を定期及び渇水時に必要に応じて開催し、渇水時は取水制限や水源施設の運用に関する議論を行い、渇水被害の軽減に努めている。



H26. 5. 27 筑後川水系渇水調整連絡会

維持管理対策の実施状況

(河川環境の整備と保全)

■ 動植物の生息・生育環境の保全

・ 河川水辺の国勢調査の実施と結果の公開

○河川水辺の国勢調査結果の公表

河川環境データベース

(<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo>)

The screenshot shows the 'River Environmental Database' interface. It includes a search bar, a '検索' (Search) button, and options for '提供データの一覧とダウンロード' (List and download of provided data) and '生物種で検索' (Search by species). There are also links for 'データ作成基準類' (Data creation standards), '生物種目録' (Species list), '公表資料' (Public information), '空間利用実態調査' (Spatial utilization status survey), and '文献検索' (Literature search).

○河川水辺の国勢調査の実施状況 (●実施済、◎実施中、○実施予定)

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
魚類			●				●				●						●					
底生動物			●				●							●				●				
植物	●						●				●									●		
鳥類				●						●												
両生・爬虫・哺乳類			●					●														
陸上昆虫类等				●							●					●						●
環境基図																	●					●

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	備考
魚類	●						○				○				1回/5年(基本)
底生動物		●					○				○				1回/5年(基本)
植物								○							1回/10年(基本)
鳥類					●									○	1回/10年(基本)
両生・爬虫・哺乳類			●										○		1回/10年(基本)
陸上昆虫类等									○						1回/10年(基本)
環境基図						◎				○					1回/5年(基本)

(4) 河川整備計画の進捗・実施状況 【維持管理対策】

維持管理対策の実施状況

■筑後川河川事務所では、堤防延長約350km、樋管・水門・堰・排水機場等約400施設を管理しており、治水、利水、環境を目的として、河道、堤防、施設、流水、空間の管理を実施している。

①河道管理：土砂堆積や深掘れ、樹木繁茂などの河川の変化を把握し、治水能力が低下しないように河道を管理する。



④流水管理：安全で安定した水利用と環境を維持するため、河川流量や水質を監視する。また、河川にオイル等が流出した場合は、関係機関と連携し、速やかに回収する。



②堤防管理：堤防は古くから築造され、質・強度ともに不均一のため、定期的に巡視や点検を行い、異常の早期発見に努める。



⑤空間管理：地域住民が安全・快適に利用できるように定期的に巡視し、状態監視を行う。また、環境維持のためゴミ拾いや外来種の駆除等を地域住民と連携して行う。

③施設管理：洪水時に堰・水門・排水機場等の操作を実施するとともに、定期的な点検や補修を行い、確実に機能発揮できるように施設を管理する。



(5) 河川整備計画内容の点検 【結果】

平成18年7月 筑後川水系河川整備計画 策定

平成29年11月 筑後川水系河川整備計画 点検（今回）

社会情勢の変化

- 平成24年7月九州北部豪雨を契機に、緊急的な集中投資により河川整備を実施中の花月川において、平成29年7月九州北部豪雨により、多数の家屋浸水被害が発生した。
- 関東・東北豪雨等による甚大な被害を踏まえ、水防災意識社会再構築の取り組み、防災・減災に関するハード・ソフト一体となった対策等が求められている。
- 流域内の人口・土地利用の大きな変化はみられない。
- 河川空間を活用したイベントや小学校等との環境学習の場など継続的な利用が行われている。

河川整備の進捗・実施状況

- 河川改修事業を継続して実施中である。
- 河川管理施設の適正な維持管理を実施中である。
- 自然学習、河川情報の共有化等、関係機関と連携し地域とのコミュニケーションを推進している。
- 大規模氾濫に関する減災対策協議会を設置し、減災のための目標達成に向けた取り組みを推進している。

【対応方針（案）】

- ・整備計画に定められた河川整備を継続して実施する必要がある。
- ・平成29年7月出水の被害状況等を踏まえ、速やかに河川整備計画の一部変更を行う必要がある。